

～2023. 9. 30～	2023. 10. 1～
Hokkaido Expressway Pass 利用約款	Hokkaido Expressway Pass 利用約款
<p style="text-align: center;">2016年4月1日 制定 2023年2月2日 改定 東日本高速道路株式会社 北海道支社</p>	<p style="text-align: center;">2016年4月1日制定 2023年10月1日改定 東日本高速道路株式会社 北海道支社</p>
<p>(通則)</p> <p>第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する、Hokkaido Expressway Pass（以下「本商品」といいます。）について適用します。</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する、Hokkaido Expressway Pass（以下「本商品」といいます。）について適用します。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。</p> <p>一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定める、ETCシステムにおける無線通信をいいます。</p> <p>二 取扱会社 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品を利用できる自動車を貸与するものとして当社が指定した会社をいいます。</p> <p>三 指定レンタカー 取扱会社が貸与する自動車をいいます。</p> <p>四 指定ETCカード 取扱会社が本商品をご利用のお客さまに使用を認めたETCクレジットカードをいいます。</p> <p>五 外国人等 日本国の在留資格を持つ外国人、又は外国政府が認めたその国の永住権を持つ日本人をいいます。</p> <p>六 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。</p> <p>一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定める、ETCシステムにおける無線通信をいいます。</p> <p>二 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。</p> <p>三 指定レンタカー会社 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品が利用できる自動車を貸し出すものとして当社が指定した会社をいいます。</p> <p>四 指定ETCカード 指定レンタカー会社が本商品利用者に使用を認めたETCクレジットカードをいいます。</p> <p>五 外国人他 日本国の在留資格を持つ外国人、又は外国政府が認めたその国の永住権を持つ日本人をいいます。</p> <p>六 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。</p>
<p>(対象車種)</p> <p>第4条 本商品を利用できる指定レンタカーの車種（道路整備特別措置法第25条第1項により当社が公告する高速道路の料金車種区分により定められた車種をいいます。以下</p>	<p>(対象車両)</p> <p>第3条 本商品をご利用いただける自動車は、指定レンタカー会社が貸し出すETC無線通信により通行が可能なものに限りです。</p>

<p>同じ。)は、ETC 無線通信により通行が可能な「普通車」に限ります。</p>	<p>2 本商品を利用できる自動車の車種は、普通車（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）に限ります。</p>
<p>(対象区間)</p> <p>第6条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。</p> <p>一 道央自動車道 大沼公園 IC～士別釧淵 IC</p> <p>二 札幌自動車道 小樽 IC～札幌 JCT</p> <p>三 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC</p> <p>四 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC</p> <p>五 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC</p> <p>六 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT</p>	<p>(対象区間)</p> <p>第4条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。</p> <p>一 道央自動車道 大沼公園 IC～士別釧淵 IC</p> <p>二 札幌自動車道 小樽 IC～札幌 JCT</p> <p>三 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT</p> <p>四 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC</p> <p>五 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC</p> <p>六 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC</p>
<p>(利用期間)</p> <p>第5条 本商品を利用できる期間は、2022年11月18日から2023年10月13日までのうち、あらかじめ申込みされた利用開始日の0時（ただし、利用開始日当日の申込みの場合は申込時）から利用終了日の24時までの連続した期間（以下「利用期間」といいます。）とします。</p> <p>2 利用期間は、2日間以上14日間以内の任意の日数を設定できるものとします。ただし、利用開始日として登録できる最終の日付は2023年9月30日とします。</p> <p>3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所又は出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。</p> <p>一 均一料金区間（道央自動車道/札幌南 IC～札幌 JCT、札幌自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ）を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。</p> <p>二 札幌自動車道（札幌西 IC～小樽 IC）において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。</p>	<p>(適用期間)</p> <p>第5条 本商品をご利用いただける日は、2022年11月18日から当社が別途定める日までの間のうち、あらかじめ申込みされた利用開始日の0時から利用終了日の24時までの連続した期間（以下「利用期間」といいます。）とします。</p> <p>2 利用期間は、2日間以上14日間以内の任意の日数を設定できるものとします。なお、当社が別途定める日については、決まり次第、当社ホームページにてお知らせします。</p> <p>3 利用期間の日時の判定は、入口料金所又は出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。</p> <p>一 均一料金区間（道央自動車道/札幌南 IC～札幌 IC、札幌自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ）を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。</p> <p>二 札幌自動車道（札幌西 IC～小樽 IC）において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。</p> <p>三 道東自動車道（千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC）において、本別 IC・足寄 IC を入口</p>

<p>三 道東自動車道（千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC）において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。</p>	<p>として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。</p>
<p>（申込方法）</p> <p>第 7 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、取扱会社の窓口で申込み下さい。</p> <p>2 申込みの際は、申込日、申込者氏名、国籍及び利用期間を利用申込書に記入してください。</p> <p>3 取扱会社が本商品の申込みを確認した時点をもって申込内容を有効とし、当社は申込内容を登録します。</p>	<p>（申込方法）</p> <p>第 6 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、指定レンタカー会社の窓口で申込み下さい。</p> <p>2 申込みの際は、申込日、申込者氏名、国籍及び利用期間を利用申込書に記入してください。</p> <p>3 指定レンタカー会社が本商品の申込みを確認した時点をもって申込内容を有効とし、当社は申込内容を登録します。</p>
<p>（利用条件）</p> <p>第 3 条 本商品の適用を受け高速道路を通行する際は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>一 本商品の申込者が、日本国内で運転するために必要な資格を有する外国人等であること</p> <p>二 本商品の申込者が、利用期間に対象区間を通行していること</p> <p>三 第 1 号に該当することを証明することができるパスポート、永住許可書、国際運転免許証等を携帯すること</p> <p>四 本商品の申込者が日本国内で運転できる指定レンタカーと、指定 ETC カードとの組合せで使用すること</p>	<p>（利用条件）</p> <p>第 7 条 本商品の適用を受け高速道路を通行する際は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>一 本商品の申込者が、日本国内で運転するために必要な資格を有する外国人他であること</p> <p>二 前号に該当することを証明することができるパスポートまたは永住権許可書及び国際運転免許証等を携帯していること</p> <p>三 指定 ETC カードを使用すること</p> <p>四 本約款に同意していること</p>
<p>（利用方法）</p> <p>第 9 条 取扱会社より、指定レンタカーと指定 ETC カードを借り受けて下さい。</p> <p>2 第 3 条の利用条件の他、関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、指定レンタカーと指定 ETC カードを使用して、第 6 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。</p> <p>3 入口 ETC レーンが点検等により利用できなかった場合には、入口一般レーンで通行券</p>	<p>（利用方法）</p> <p>第 8 条 指定レンタカー会社から自動車を借り受け、指定 ETC カードを受け取ってください。</p> <p>2 関係法令、ETC の利用方法を遵守のうえ、前項による自動車と指定 ETC カードを使用して ETC 無線通信により高速道路をご通行ください。</p> <p>3 入口 ETC レーンが点検等により利用できなかった場合には、入口一般レーンで通行券</p>

を受取り、出口一般レーンの料金所係員に通行券と指定 ETC カードを渡してください。また、出口 ETC レーンが閉鎖している場合も同様に、出口一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください（均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください）。

4 本商品を申込した利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

5 旅程終了時には取扱会社に指定レンタカー及び指定 ETC カードを返却してください。

（支払等）

第 8 条 本商品の料金は、取扱会社の窓口でお支払いください。

2 登録された利用期間外又は対象区間外の通行があった場合は、利用期間外又は対象区間外の通行について、別途通常料金（通常の ETC 割引が適用される場合、通常の ETC 割引適用後の料金）をお支払いください。

3 通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内では、本商品が適用にならない場合の料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払は不要です。

4 取扱会社が定める指定 ETC カードの貸与に係る費用を、別途取扱会社へお支払いいただく必要がある場合があります。

（無効）

第 10 条 利用条件を逸脱した利用など、不正な通行の手段として本商品を利用されたときは本商品は無効として、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、東日本高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金が加算されます。

を受取り、出口一般レーンの料金所係員に通行券と指定 ETC カードを渡してください。また、出口 ETC レーンが閉鎖している場合も同様に、出口一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください（均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください）。

4 本商品を申込した利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

5 通行料金をお知らせする料金所の路側表示機、ETC 車載器のモニター及び ETC 車載器の音声案内等では、本商品が適用にならなかった場合の料金額が案内されますが、本商品の適用要件を満たしていれば案内された料金は適用しません。

6 旅程が終了しましたら、指定レンタカー会社に自動車を返却し、指定 ETC カードをお渡しください。

（請求等）

第 9 条 本商品の料金は、指定レンタカー会社の窓口でお支払いください。

2 申込みされた利用期間中に通行実績がなかった場合には、申込みは無効となり、本商品の料金は請求しません。

3 申込み日数を超える走行があった場合は、超えた分の走行について別途通行料金を請求いたします。

4 対象区間外の料金所を利用した通行があった場合には、対象区間外の通行について別途通行料金を請求いたします。

5 本商品を利用する場合、普通車 1 台で通行し、普通車より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。（本商品は適用されません。）登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

6 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

	<p>二 指定 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき</p> <p>三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき</p> <p>7 指定レンタカー会社が定める指定 ETC カードの貸与にかかる費用を、別途指定レンタカー会社へお支払いいただく場合があります。</p>
<p>(解約・変更等)</p> <p>第 11 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し及び一部返金はありません。</p> <p>2 本商品の解約手続きは、取扱会社の窓口にて、利用開始まで可能です。</p> <p>3 利用期間中であっても、本商品が適用となる通行がない場合に限り解約できます。</p> <p>4 登録された利用期間中に高速道路の通行がなかった場合には、本商品は自動的に解約となり、すでに本商品の料金をお支払いいただいていた場合には、取扱会社の窓口で本商品の料金を返金します。</p> <p>5 本商品の登録内容を変更することはできません。本商品の申込みを一度解約した上で、再度申込みください。</p>	<p>(解約等)</p> <p>第 10 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し及び一部返金はありません。</p> <p>2 本商品の解約手続きは、指定レンタカー会社の窓口にて、利用開始まで可能です。</p> <p>3 利用期間中であっても、本商品が適用となる通行がない場合に限り解約できます。</p> <p>4 登録された利用期間中に本商品が適用となる通行がなかった場合には、本商品は自動的に解約となり、すでに本商品の料金をお支払いいただいていた場合には、指定レンタカー会社の窓口で本商品の料金を返金します。</p> <p>5 本商品の申込内容を変更することはできません。本商品の申込みを一度解約した上で、再度申込みください。</p>
<p>(個人情報保護)</p> <p>第 12 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針（「Hokkaido Expressway Pass」のプライバシー保護に関する方針）に従って適切に取扱います。</p>	<p>(個人情報)</p> <p>第 11 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針（「Hokkaido Expressway Pass」のプライバシー保護に関する方針）に従って適切に取扱います。</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第 13 条 当社は、次の各号に掲げるとき、本商品をお申し込みのお客さまが被った損害について、一切責任を負いません。</p> <p>一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき</p> <p>二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき</p> <p>三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害もしくは事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざん又は窃取されたとき</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第 12 条 当社は、次の各号に掲げる場合に本商品申込者が被った損害について、一切責任を負いません。</p> <p>一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼした場合</p> <p>二 当社の責めに帰することができない ETC 利用上の事情により、本商品の利用に影響を及ぼした場合</p> <p>三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害もしくは事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざん又は窃取されたとき</p>

<p>四 通行止めもしくは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき</p> <p>五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき</p>	<p>四 通行止めもしくは交通障害（例：渋滞）により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき</p> <p>五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼした場合</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第 15 条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。</p> <p>3 当社は、前項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 13 条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。</p> <p>3 当社は、前項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。</p>
<p>(言語)</p> <p>第 14 条 この約款は日本語を原文とし、その他の言語は訳文とします。その他の言語の訳文は日本語の原文の参考として作成されるものに過ぎず、すべて日本文によるものが優先するものとします。</p>	<p>(翻訳)</p> <p>第 14 条 本約款は、日本語以外に翻訳されたものは参考として提示しているものであり、日本語版と翻訳版で記載内容に齟齬が生じた場合には、日本語版での記載内容を優先します。</p>
<p>別紙省略</p>	
<p>《附則》</p> <p>この約款は、2022 年 11 月 18 日から 2023 年 10 月 13 日の間の利用に関し適用します。</p>	<p>《附則》</p> <p>この約款は、2023 年 10 月 1 日から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者に対しても、この約款の規定を適用します。</p>